

2022 年度公益社団法人日本雪氷学会 北海道支部 総会(臨時) 議事録

1. 日時

感染症による昨今の状況を鑑み、文書審議(メールによる審議)として行われた。

発議：2023 年 1 月 16 日(月)

議案の賛否不決： 2023 年 1 月 30 日(月) 17 時

有効回答者数：85 名

2. 議事

■ 審議事項

議案 1 「北海道支部の臨時総会を文書審議とすることについて」

新型コロナウイルス感染症による昨今の状況を鑑み、北海道支部の臨時総会を、文書審査(メールによる審議)で進めることを提案したもの。

賛成：85 名 反対：なし

議案 2 「支部規程施行内規の改訂について」

支部総会をメール等による文書審議として開催できるよう、「支部規程施行内規」第 13 条等の改訂について、提案したもの。

賛成：85 名 反対：なし 質問：2 件(別紙の質問 1 および質問 2)

以上の通り、審議事項については原案通り可決された。

(2023 年 1 月 31 日)

質問 1 (1 月 16 日)

定時支部総会、臨時支部総会の成立定員数について、記載はあったでしょうか。(多分いただいた資料には書かれていなかったもので、上位規定にあるのかもしれませんが)

そして支部総会が文書審議総会として行われる場合、何をもって「成立」とするか、対面開催とは異なる手法になると思うので、記載が必要なのかなと思いました。

(回答) ご質問ありがとうございます。

支部総会の成立要件に関して、「日本雪氷学会 支部規程 第 12 条(支部総会)」および「日本雪氷学会北海道支部 支部規程施行内規 第 13 条(支部総会)」には、記載がありません。また、決議の要件についても記載がありません。北海道支部では、これまで、決議を、対面開催の場合は出席者、メールによる文書審議の場合はメールの返信者の多数決としております。対面開催と文書審議で、議案に対する賛否等の意思表示の方法は異なりますが、多数決という点で決議の方法は同じです。

支部総会の成立要件や決議の支部規程施行内規への明記については、今後、支部理事会で検討するとにします。

質問 2 (1 月 18 日)

あらためて支部施行内規をみると、支部理事会については成立のための出席会員数と議決条件(過半数)に関する条文があります。それに対して、支部総会の成立出席者数と議決の条件に関する条文がないのが少し気になりました。

(回答) ご質問ありがとうございます。

支部総会の成立要件や決議の支部規程施行内規への明記については、今後、支部理事会で検討するとにします。

以上